

香美市教育委員会定例会会議録

(令和6年9月27日)

招集年月日 令和6年9月20日(金)
招 集 場 所 香美市本庁舎 2階会議室
会議の日時 令和6年9月27日(金) 午後1時30分
出 席 者 宮地 憲一 浜田 正彦 西 美紀 小松 麻由
欠 席 者 な し

説明のための会議出席者

教育次長	中山 泰仁
教育振興課長	一圓 まどか
生涯学習振興課長	小松 幸春
教育振興課対策監	田村 香江
教育振興課学校教育班長	前田 薫
教育振興課指導主任	小串 真紀
教育振興課学校教育班	山中 さや

職務のための会議出席者

会議録署名委員

小松委員

(開会時刻 午後1時31分)

教育長職務代理者	定刻になりましたので、令和6年9月香美市教育委員会定例会を始めたいと思います。 前回の会議録に対して訂正のある場合には、事務局におっしゃっていただきたいと思います。 本日は、小松委員さんが署名委員さんとなりますので、よろしくお願いいたします。 私からは、定例会が終わった後に、ご提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号から行って行きたいと思います。議案第1号、よろしくお願いいたします。 議案第1号「香美市社会科副読本の複製に関する事務取扱要綱の制定について」
事務局	(議案説明)
教育長職務代理者	もう少し詳しく。
事務局	香美市では、社会科の教科書が地域教材ということがありまして、3年生と4年生に副読本を作成しています。こちらは、社会科副読本編集委員会で作成して、香美市が著作権を持っている状況になるんですけども、作成する際に他市から情報の提供を受けたり、参考にさせていただいたという経緯があります。今回、例えば土佐打ち刃物であるとか、香美市の特産物のところが、非常に力も入れてよく出来ているということで、子ども達の学習の副読本に取り入れたいと、他市から要望がきているということがありました。現在、香美市には複製に関する扱いについて、決まった要綱がありませんので、今回制定することになりました。
西委員	本全部ではなく、一部を取ってということ。
事務局	そうですね、一部となります。
教育長職務代理者	著作権は、これは香美市教育委員会になりますか。
事務局	そうですね、はい。
教育長職務代理者	著作権があるので、他市からコピー等の依頼があった場合には許可も出来る、という意味での要綱ということですね。じゃあ、ポイントを言ってみてください。

	全部読むと長くなりますから。
事務局	第2条にありますように、副読本の複製を承認できる団体は、国、地方公共団体及びこれに準ずるものというところで、基本的には教育機関になってこようかと思います。それ以外にも挙げてますけれども、教育長が認める団体ということにしています。 第3条は、副読本を複製する場合には、「香美市社会科副読本『香美のくらし』」を参考文献として、必ず明記していただくこと、香美市社会科副読本に係る複製承認申請書を、香美市教育委員会に申請をしていただくこと、そして、教育長と内容を審査した上で、承認若しくは不承認の通知するものとしています。 第6条になりますけれども、副読本の複製の承認を受けた場合は、複製物を発行する前までに、複製物を教育長宛てに提出していただき、意図するところと違いないということを確認させていただくようにしています。また、社会科副読本は改訂がされていくものになりますので、改訂される場合には、その旨を通知いただいて、新たに申請していただくことにしています。 第8条で、作成後は速やかに2部、教育長宛てに提出していただくことになります。
教育長職務代理者	手続きが、かなり細かく書かれてますよね。
事務局	香南市に協力いただいて、参考にもさせていただき、同じような手順を踏みながらというところです。
浜田委員	例えば、野中兼山の部分もありますよね。香南市から複写してやってる部分があるんですかね。
事務局	初めて作った時は、こちらが作り始めた時で、改訂が何回かかけられているので、ちょっとその部分については…。
浜田委員	分かりました。
教育長職務代理者	確かに、お隣の香南市とか南国市に関係します。この辺りの3市は、結構お互いが情報交換していかないと、香長平野にかかったことなのでね。
浜田委員	要綱はどっかの市、例えば香南市とか南国市のものをモデルにしているんですか。

事務局	以前、香美市が香南市さんをお願いした時のものを、参考にさせていただいて、同じような形で定めさせていただいています。
浜田委員	1点構いません？ 細かいことで申し訳ない。 第2条の第4号、教育長が認める団体等ということ、まず一つは、これは個人は駄目なんですかね。個人が、何か著作物を作る時に使いたいといった場合に、この、まず「等」が気になったんです。と言うのは、上の1号、2号、3号、ほとんど団体が網羅されるので、第4号はどういうものを想定されてるのかなと。団体だけであれば「等」はいらないけども、「等」を付けた意味は？
事務局	先ほども言われたように、基本は団体、教育機関なんでしょうけれども、研究されてる方も、可能性として残しているところはあるんですけども。
浜田委員	そしたら、団体は要らないんじゃないかな。認めるもの。
事務局	認めるもの、ありがとうございます。分かりました。
小松委員	この要綱案の作成前に、何か複製物に関して困ったことってありましたか。この方にこのコピーをお渡ししていいのかどうか、迷うような案件があったりとか、勝手にコピーをして、例えば何かを付け足されて改ざんされていたりとか。
事務局	今までにそういった事例は無かったんですけども、南国市さんが丁度、来年度から新しい副読本になるということで、正式に依頼があったというところで。
小松委員	このタイミングで。
事務局	そうですね、今まではありません。
小松委員	ありがとうございます。
教育長職務代理者	他にありますか。 そしたら確認をしますが、第2条第1号「国、地方公共団体及びこれらに準ずるもの」、これは生きていますよね。第2号「公益法人及びこれに準ずる団体」、「団体」を「もの」と変えるということですね。
事務局	ここはそのまま。

教育長職務代理者	此処はそのままということですか。じゃあ、第３号「民間の企業又は団体」、これもこれでいいんですか。 そしたら、第４号、「前３号に掲げるもののほか、教育長が認める団体等」、これもいいですか。
事務局	いや、これを「もの」に。教育長が認めるもの。
教育長職務代理者	これを「もの」ですね。
浜田委員	第１号の「もの」は、国とか地方公共団体なので、もう既に団体が入っちゃうんですよ。「団体」のほうがいいんですかね。
事務局	準ずる団体、混乱を避けるために「準ずる団体」にしたほうが。
教育長職務代理者	例えば大学の先生が個人の研究で、だったら団体にならないわけですよ。それで「もの」で行くってということですよ。
浜田委員	その場合は第４号で、「教育長が認めるもの」。
教育長職務代理者	「もの」でいいですよ。よろしいですかその辺。
事務局	第１号は「団体」のほうが。
教育長職務代理者	第２条第１項で、「副読本の複製を承認できる団体等は」とあって、次のものですよということで第４号で解説してありますから、これ以外はいかんということで。 他にはございませんでしょうか。 それでは、議案第１号を承認してよろしゅうございますか。 「はい」という声あり
教育長職務代理者	ありがとうございました。議案第１号は承認されました。 次は通学区域（校区）外通学について、よろしくお願いいたします。それでは、議案第２号をお願いいたします。 議案第２号「通学区域（校区）外通学について」

教育長職務代理者	(議案第 2 号は非公開審議案件) 続いて、議案第 3 号お願いいたします 議案第 3 号「通学区域（校区）外通学について」 (議案第 3 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	続いて、第 4 号、ご提案お願いします。 議案第 4 号「通学区域（校区）外通学について」 (議案第 4 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	続けて、議案第 5 号をお願いいたします。 議案第 5 号「通学区域（校区）外通学について」 (議案第 5 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	それでは、議案第 6 号をお願いいたします。 議案第 6 号「通学区域（校区）外通学について」 (議案第 6 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	議案第 7 号をお願いいたします。 議案第 7 号「通学区域（校区）外通学について」 (議案第 7 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	続いて、議案第 8 号をお願いいたします。 議案第 8 号「通学区域（校区）外通学について」

	(議案第 8 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	議案の最後です。議案第 9 号をお願いいたします。
	議案第 9 号「通学区域（校区）外通学について」
	(議案第 9 号は非公開審議案件)
教育長職務代理者	以上で、議案は全て終了いたしました。続きまして、報告をお願いいたします。
	報告第 1 号「一時体験入学について」
事務局	(報告説明)
教育長職務代理者	今日の議案は、全て終了いたしました。9 月の教育委員会定例会を終了いたします。
	(閉会時刻：午後 2 時 0 5 分)